平成２５年（フ）第５４４３号
東京都港区南青山４丁目１－１－703
債務者　藤崎　晴美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４７７号
東京都品川区北品川２丁目32－１－902
債務者　増田　和子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０１号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡12－307
債務者　竹本　斗俊
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１８号
東京都町田市南成瀬７丁目６－13　プルミエール南成瀬
債務者　呉屋　善仁
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４５号
東京都墨田区両国３丁目21－11－607
債務者　山下　祐司
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４６号
東京都板橋区徳丸２丁目７－34　ローヤルシティ東武練馬・徳丸202
債務者　鴨下千恵子（旧姓五月女）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５６５号
東京都江東区東砂１丁目４－２－101
債務者　野村　佳三
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７２号
東京都墨田区江東橋４丁目21－６－1310
債務者　石井　啓一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７４号
東京都日野市東豊田４－16－２　東豊田寮403号室、住民票上の住所静岡県沼津市中沢田339－６
債務者　岸　　克久
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７５号
神奈川県横浜市港北区鳥山町187
債務者　小林けい子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７６号
東京都江東区白河３丁目17－３－301
債務者　皆川ロースリンこと　ミナガワ　ロースリン　ドロタン
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７８号
千葉県松戸市日暮１丁目16－15－602
債務者　三田村正幸
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５８２号
東京都墨田区京島３丁目53－12　中間浩司方
債務者　前　　直幸
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５８５号
東京都台東区三筋２丁目14－１　ハイツあかね５Ｂ
債務者　村越淳一郎
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９０号
東京都町田市玉川学園１丁目25－27
債務者　長谷川公一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部